

平成15年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(3) 組合運営 ④

全国中小企業団体中央会

第5問

次に掲げる文章の中で、語句①～⑩が正しい場合は 印を、誤りの場合はそれぞれ丸付き数字ごとに掲げた選択肢の中から正しい語句を選んでその記号を、それぞれ解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 賃金は、通貨で(ただし①会社が定めた場合には、その指定する本人名義の預貯金の口座に振り込むことが許される。)直接労働者に、全額、毎月1回以上②一定の期限を定めて支払わなければならない。

- ① ア 労働者の同意を得て イ 就業規則に定めて
ウ 個別に覚書を交わして
- ② エ 一定の期日を定めて オ 一定の範囲を定めて
カ 毎月25日又は毎月末に

2. 使用者は、労働者に対して少なくとも③毎週1回の休日を与えなければならない。1回の休日とは、原則として暦のうえの1日、すなわち午前零時からの24時間である。

- ③ ア 毎月4回以上 イ 毎週2回 ウ 国民祝日及び毎月4回以上

3. 休日の振り替えとは、あらかじめ休日と定められた日を④労働日とし、その代わり他の労働日を休日とすることである。この場合、前もって労働させる休日に代わるべき他の休日を特定し労働者に示しておかなければならない。

なお、当該④労働日については⑤時間外割増賃金を支給しなければならない。

- ④ ア 休日勤務 イ 休日出勤
- ⑤ ウ 休日割増賃金を支給しなければならない
エ 通常の賃金を支給をすれば足りる

4. 使用者が労働時間を延長し、労働させた場合又は午後10時から午前5時(原則)までの間に労働させた場合には、その時間又はその日の労働については、

通常の労働時間又は労働日の賃金の⑥2割5分、また休日に労働させた場合には⑦3割以上の率で計算した割増賃金を支給しなければならない。

⑥ ア 3割 イ 3割5分 ウ 5割

⑦ エ 2割5分 オ 3割5分 カ 5割

5. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の⑧同意を得なければならない。

⑧ ア 意見を聴き、合意し イ 意見を聴か

6. 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合には、その減給は、1回の額が平均賃金の⑨1日分の半額を超え、総額が1賃金支払期における賃金の総額の⑩20分の1を超えてはならない。

⑨ ア 1日分 イ 2日分 ウ 3日分

⑩ エ 10分の1 オ 5分の1 カ 2分の1

[解 答]

第5問

| 1. | | 2. | | 3. | | 4. | | 5. | | 6. | |
|----|---|----|--|----|--|----|---|----|--|----|--|
| ア | エ | | | エ | | オ | イ | | | エ | |

(問題と解答連載おわり)